

上場インデックスファンド FTSE日本グリーンチップ 35

上場グリーンチップ 35 (愛称)

追加型投信 / 国内 / 株式 / ETF / インデックス型

- 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
 - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
 - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
 - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター電話番号 0120-25-1404（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）
- <受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「上場インデックスファンドFTSE日本グリーンチップ 35」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2011年10月7日に関東財務局長に提出しており、2011年10月8日にその効力が発生しております。

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	国内	株式	ETF	インデックス型	株式 一般	年2回	日本	その他 (FTSE日本 グリーンチップ 35指数)

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社	運用する投資信託財産の	6兆8,506億円
設立年月日	1959年12月1日	合計純資産総額	
資本金	173億6,304万円		

(2012年1月末現在)

設定・運用は

日興アセットマネジメント

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

FTSE日本グリーンチップ35指数に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、FTSE日本グリーンチップ35指数の計算方法に従ってポートフォリオを構成し、原則としてそれを維持することにより、基準価額が同指数の動きと高位に連動することをめざします。

※FTSE日本グリーンチップ35指数は、東京証券取引所第一部、第二部、大阪証券取引所第一部に上場している時価総額100億円相当以上の銘柄で、流動性テスト、浮動株基準を経て作られるFTSE Japan All Cap 指数の構成銘柄をユニバースとしています。環境関連事業分野（温室効果ガス削減、水資源問題、廃棄物処理、資源再利用など）毎（下表参照）に、ユニバースの銘柄を整理し、当該環境関連事業分野毎に、事業規模などで代表的な35銘柄を対象に算出されるものです。

環境関連事業分野	
環境テーマ	カテゴリー
温室効果ガス削減	次世代自動車関連
	鉄道関連
	LED関連
	有機EL関連
	代替エネルギー関連
水資源問題	水資源関連
廃棄物処理	廃棄物処理関連
資源再利用	資源再利用関連

※算出方法は、基準時を平成17年（2005年）12月30日（終値）に置き、その日の浮動株修正後時価総額を5,000として、その後の浮動株修正後時価総額を指数化したものです。有償増資、新規上場、上場廃止など、市況以外の要因による時価総額の変動に影響されないよう時価総額を修正し、指数の連続性を確保しています。

$$\text{FTSE日本グリーンチップ35指数} = \frac{\text{算出時の時価総額（円）}}{\text{基準時の時価総額（円）}} \times 5,000$$

なお、FTSE日本グリーンチップ35指数は、銘柄数が絞り込まれていることもあり、一般の株価指数に比べて変動率が大きくなる場合があります。

「FTSE日本グリーンチップ 35 指数」の著作権などについて

FTSE インターナショナルリミテッド(“FTSE”) (c) FTSE 2009.

“FTSE”並びに“FTSE(r)”は、ロンドン証券取引所(London Stock Exchange Plc)及びフィナンシャル・タイムズ社(The Financial Times Limited)の商標であり、ライセンスに基いてFTSEが使用しています。日興アセットマネジメント株式会社は、FTSEによって「FTSE日本グリーンチップ 35 指数」(以下、本指数と言う)の使用が許諾されています。FTSEの指数(インデックス)は、いずれもFTSEの商標であり、本指数の算出、指数値の公表、利用など、本指数に関するあらゆる権利はFTSE及び/又は、そのライセンス提供者に帰属します。FTSEは、本指数値の算出もしくは公表の方法の変更、並びに公表の停止を行なうことができます。FTSEは、本指数の使用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。FTSEは、本指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。FTSEは本指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、一切責任を負いません。FTSEが提供するすべての情報は、参考のために提供されるだけです。FTSE並びにライセンス提供者は、FTSEの指数又はその基礎データのいかなる誤りもしくは欠落等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSEは、「上場インデックスファンドFTSE日本グリーンチップ 35 (以下、本商品)」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また本商品への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。本商品は、FTSE及びそのライセンス提供者によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではありません。FTSEは本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算等に関わっておらず、また、その責任は一切負いません。FTSEは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではありません。FTSEは、本商品の購入者または公衆に対し、本商品の説明、投資アドバイスをする義務を負いません。FTSEは、本商品の発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。FTSEは、本指数の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。FTSEは、本指数に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。FTSEは、本指数又はそれらに含まれるデータの使用により、日興アセットマネジメント株式会社並びに本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも一切保証をしません。FTSEは、本指数又はそれに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではなく、かつそれに関して明示的もしくは暗示的な保証も行ないません。FTSEは、特定の罰則的、間接的あるいは結果的な損害(利益の損失を含む)について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、一切その責任を負うものではありません。

ファンドの特色

当ファンドは、契約型の投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる仕組みが採り入れられています。

1. 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

- ・ 売買単位は10口単位です。（有価証券届出書提出日現在）
- ・ 売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
- ・ 取引方法は原則として株式と同様です。

※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

2. 株式をもって受益権の取得申込みを行いません。

ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（100口未満切上げ）を申込単位として、その整数倍とします。

※「ユニット株式」とは、委託会社がFTSE日本グリーンチップ35指数に連動すると想定する、FTSE日本グリーンチップ35指数における各構成銘柄の委託会社が指定する株数の株式すべてを指すものとします。

3. 解約請求による途中換金をすることはできません。

4. 受益権をもって株式と交換することができます。

※取得申込時に拠出されたFTSE日本グリーンチップ35指数構成銘柄と、交換時に取得される各株式は一致するものではありません。

※取得申込時に取得された受益権の口数と、交換時に必要とされる口数は一致するものではありません。

主な投資制限

- ・ 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ・ 投資することを指図する株式は、原則としてFTSE日本グリーンチップ35指数に採用されている銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ・ 外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

- ・ 信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・ 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- ・ 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・ 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

- ・ 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

< FTSE日本グリーンチップ 35 指数と基準価額の主な乖離要因 >

当ファンドは、基準価額の変動率を FTSE 日本グリーンチップ 35 指数の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・ FTSE 日本グリーンチップ 35 指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・ 組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品賃料が発生すること。
- ・ 先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと FTSE 日本グリーンチップ 35 指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

◇金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額のカイ離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

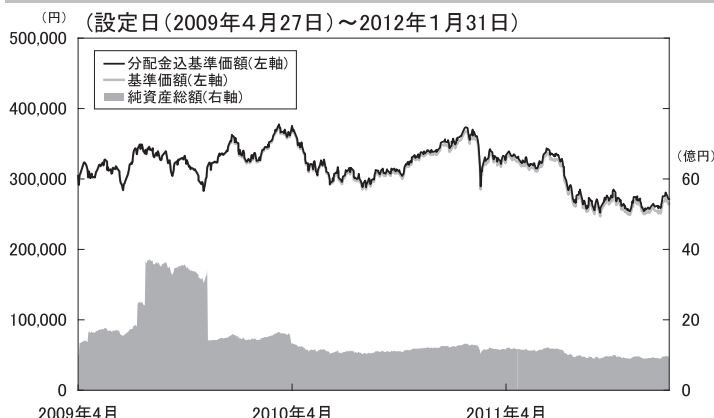
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は 2012 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額……………264,377円
 純資産総額……………9.49億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の100口当たりの値です。
 ※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、100口当たり)

2010年1月	2010年7月	2011年1月	2011年7月	2012年1月	設定来累計
2,060円	1,490円	1,460円	1,790円	1,820円	8,620円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
株式	99.81%
現金その他	0.19%

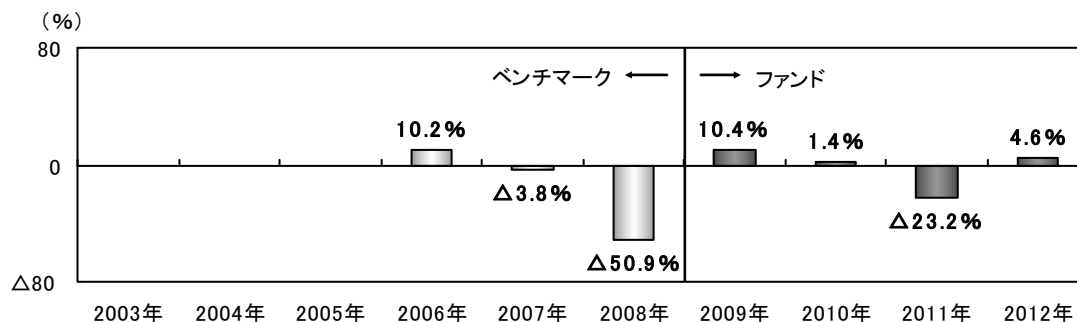
※対純資産総額比です。

<組入上位10銘柄>

銘柄	業種	比率
1 本田技研工業	輸送用機器	10.81%
2 トヨタ自動車	輸送用機器	10.59%
3 ファナック	電気機器	9.44%
4 日立製作所	電気機器	5.92%
5 パナソニック	電気機器	5.87%
6 ソニー	電気機器	5.71%
7 京セラ	電気機器	5.06%
8 三菱重工業	機械	4.85%
9 三菱電機	電気機器	4.54%
10 東芝	電気機器	4.22%

※対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
 ※2008年以前は、ベンチマーク(F T S E日本グリーンチップ35指数)の収益率を表示しております。
 ※F T S E日本グリーンチップ35指数は2005年12月30日が基準日となっております。
 ※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ※2009年は、設定時から2009年末までの騰落率です。
 ※2012年は、2012年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

取得単位	ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（100口未満切上げ）を申込単位として、その整数倍とします。
取得価額	取得申込受付日の基準価額
取得方法	販売会社所定の方法により、株式をもって受益権の取得申込みを行ないます。
解約請求	解約の請求をすることはできません。
交換請求	受益権をもって株式との交換ができます。
交換単位	委託会社の定める口数を最小交換請求口数として、その整数倍とします。 ※最小交換請求口数は、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において委託会社がFTSE日本グリーンチップ35指数に連動すると想定する、FTSE日本グリーンチップ35指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定めます。
交換価額	交換請求受付日の基準価額
交換代金	原則として、交換請求受付日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。
買取請求	保有する受益権口数が金融商品取引所の定める取引単位に満たない場合は、当該受益権の買取りを請求することができます。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
取得の申込期間	2011年10月8日から2012年10月5日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
取得申込不可日	次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行ないません。 1) FTSE日本グリーンチップ35指数構成銘柄の配当落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間 2) FTSE日本グリーンチップ35指数構成銘柄の変更および増減資などに伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3) ファンドの計算期間終了日（決算日）の前営業日 4) ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5) 1)～4)のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき ※上記1)～4)に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

交換請求不可日	<p>次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) F T S E日本グリーンチップ 35 指数構成銘柄の配当落日および権利落日各々の前営業日以降の 4 営業日間 2) F T S E日本グリーンチップ 35 指数構成銘柄の変更および増減資などに伴なう株数の変更日の 3 営業日前以降の 6 営業日間 3) ファンドの計算期間終了日（決算日）の前営業日および前々営業日 4) ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 5) 1) ～4) のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>※上記 1) ～4) に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。</p>
取得申込・交換請求・買取請求受付の中止及び取消し	<p>委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込・交換請求・買取請求の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込・交換請求・買取請求の受付を取り消すことができます。</p>
信託期間	無期限（2009 年 4 月 27 日設定）
繰上償還	<p>次のいずれかの場合等には、繰上償還します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ・ F T S E日本グリーンチップ 35 指数が廃止された場合 ・ F T S E日本グリーンチップ 35 指数の計算方法の変更などに伴って委託会社または受託会社が必要と認められた信託約款の変更が、書面決議の結果、行なわれないこととなった場合 <p>次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの受益権の口数が 40 万口を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年 1 月、7 月の各 8 日
収益分配	<p>年 2 回、分配方針に基づいて分配を行ないます。</p> <p>※原則として受託会社が、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとしします。</p>
信託金の限度額	3 兆円相当額
公告	<p>電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。</p> <p>ホームページアドレス http://www.nikkoam.com/</p> <p>※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。</p>
運用報告書	<p>投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行ないません。</p>
課税関係	<p>課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配当控除の適用があります。 ・原則として、益金不算入制度が適用されます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

取得時手数料	販売会社が独自に定める額 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
交換（買取）時手数料	販売会社が独自に定める額 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.42%（税抜0.4%）以内 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用の配分> 上記が0.42%（税抜0.4%）（有価証券届出書提出日現在）の場合										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">運用管理費用（年率）</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4200% (0.40%)</td> <td>0.3675% (0.35%)</td> <td>0.0525% (0.05%)</td> </tr> </tbody> </table> ※括弧内は税抜です。			運用管理費用（年率）			合計	委託会社	受託会社	0.4200% (0.40%)	0.3675% (0.35%)
運用管理費用（年率）											
合計	委託会社	受託会社									
0.4200% (0.40%)	0.3675% (0.35%)	0.0525% (0.05%)									

その他の 費用・手数料	諸費用 （目論見書の 作成費用など）	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.1%以内 目論見書の作成および交付に係る費用、監査費用、ファンドの上場に係る費用、「FTSE日本グリーンチップ35指数」の標章使用料などは、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。
	売買取 手数料など	組入 有価証券の 売買取 手数料、立 替金の利 息および 貸付有 価証券 関連報 酬（有 価証券 の貸付 を行な った場 合は、 信託財 産の収 益とな る品貸 料に0.5 25（税 抜0.5） 以内（ 有価証 券届出 書提出 日現在 、0.52 5（税 抜0.5） ）を乗 じて得 た額） などが その都 度、信 託財産 から支 払われ ます。 ※運用 状況な どによ り変動 するも のであ り、事 前に料 率、上 限額な どを 表示す ること はでき ません。

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

個人投資者の場合の課税の取扱いです。

1) 受益権の売却時の課税

- ・売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、10%*（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%*（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

- ・収益分配金は配当所得として、10%*（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

3) 受益権と現物株式との交換

- ・受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

※確定申告等により、売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、売却時の差益（譲渡益）および収益分配金（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

*2013年1月1日以降は10.147%の税率となる予定です。

※上記は、2012年4月6日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am